

事務事業評価(事前評価)シート【令和元年度】

主管課(担当名)	保健課 健康推進担当	事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 実施計画 <input type="checkbox"/> 重点プロジェクト
事務事業名	公衆浴場支援対策事業	事業番号	12418

1 施策体系

施策体系との関連	施策区分	1-1	健康づくりの推進
	施策目標	市民誰もが心身ともに健康な生活を送るまち	

2 事務事業の目的

目的	市民の保健衛生上不可欠であり、将来も必要とされる施設であるにもかかわらず減少している状況から、補助を実施し、市内公衆浴場の経営安定化による確保を図る。
成果	市内公衆浴場の経営安定化による確保を図ることで、市民の公衆浴場利用機会の確保、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
実施方法	<input type="checkbox"/> 直営(市が直接実施) <input checked="" type="checkbox"/> 補助(民間等に補助) <input type="checkbox"/> 委託(民間等に委託) <input type="checkbox"/> その他
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務

3 事務事業の概要

事務事業の概要	年度	概要						
	29							
	30							
	31	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合根室支部に対する補助						
	32	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合根室支部に対する補助						
	33	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合根室支部に対する補助						
事業費と内訳	(単位:千円)	H29	H30	H31	H32	H33	総事業費	
	事業費			5,484	5,484	5,484	16,452	
	内訳	国庫支出金						
		道支出金						
		地方債						
		その他			5,484	5,484	5,484	16,452
		一般財源						
	人員(人工)			0.08	0.08	0.08	0.24	
職員費(人員×7,693千円)			615	615	615	1,845		
総事業費			6,099	6,099	6,099	18,297		
維持管理	管理主体							
	運営方法							
	維持管理費	施設維持費						
		概算人件費						
	合計/年							

4 事務事業の現状と課題

活動指標	指標名	計画値 (H30)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
	市内公衆浴場数	3か所	3か所	3か所

事務事業改善策
(継続事業のみ記入)

5 事務事業の効果について

取組みに当たって期待される効果など	市内公衆浴場の経営安定化による確保を図ることで、市民の公衆浴場利用機会の確保、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
-------------------	---

6 評価の視点

ア. 市民ニーズ	<input type="checkbox"/> かなりのニーズがある <input checked="" type="checkbox"/> ニーズはある <input type="checkbox"/> ニーズはあまりない 家庭風呂のない世帯や、災害時における市民への入浴提供等
イ. 市が実施する必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべきである <input type="checkbox"/> 市の実施について検討の余地あり <input type="checkbox"/> 市以外で実施可能である 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」第3条において、「地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。」とされている。
ウ. 事業の緊急性	<input type="checkbox"/> 緊急性が高い <input checked="" type="checkbox"/> 緊急性はある <input type="checkbox"/> 緊急性はない 最盛期には12軒が営業していた公衆浴場も、家庭風呂の普及などの理由から、年々減少し、現在運営している公衆浴場は3軒となっており、早急な対応が必要である。
エ. 手段の適切性	<input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 現状として妥当である <input type="checkbox"/> 検討の可能性はある 市が補助という手段での応援は適切である。
オ. 事業の公平性	<input checked="" type="checkbox"/> 公平性は高い <input type="checkbox"/> 概ね公平である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」第3条において、「地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。」とされている。
カ. 事業の有効性	<input type="checkbox"/> 本事業の有効性が高い <input checked="" type="checkbox"/> 本事業の有効性がある <input type="checkbox"/> 既存事業と大きな差はない 市内公衆浴場の経営安定化による確保を図ることで、市民の公衆浴場利用機会の確保、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

7 今後の事業の進め方

ア. 総合政策部で付された意見	【速やかに実施】 速やかに事業推進を図るとともに、市民の公衆浴場利用機会の確保及び公衆衛生の向上に努められたい。
イ. アを踏まえ、担当部局の方針	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり着手が適当 <input type="checkbox"/> 再検討し実施する <input type="checkbox"/> 着手を延期する 引き続き事業を実施し、市民の公衆浴場利用機会の確保及び公衆衛生の向上に努めたい。

作成年月 令和元年6月